

## 佐賀県告示第 211 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 2 年 8 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称          | 所在地                   | 廃止年月日             |
|-------------|-----------------------|-------------------|
| 前谷薬局支店      | 唐津市呼子町呼子 3764         | 平成 16 年 5 月 1 日   |
| 北川薬局二夕子店    | 唐津市二夕子三丁目 212 番地      | 平成 30 年 3 月 31 日  |
| みやき歯科クリニック  | 三養基郡みやき町原古賀 1151 番地 2 | 平成 30 年 12 月 31 日 |
| 吉村歯科医院      | 武雄市武雄町大字武雄 5596 番地 1  | 平成 31 年 1 月 31 日  |
| 松枝歯科医院      | 鹿島市大字古枝甲 856 番地 1     | 〃                 |
| 医療法人小笠原歯科医院 | 杵島郡大町町大字大町 8870 番地 10 | 平成 31 年 2 月 3 日   |